

上尾市水道事業管理規程第1号

上尾市水道事業会計規程及び上尾市上下水道部事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年4月1日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市水道事業会計規程及び上尾市上下水道部事務専決規程の一部を改正する規程

(上尾市水道事業会計規程の一部改正)

第1条 上尾市水道事業会計規程(昭和42年上尾市水道事業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第94条の2第3項の表B級の項及びC級の項並びに同条第5項中「130万円」を「200万円」に改める。

第102条の2第1号中「130万円」を「200万円」に改め、同条第2号中「80万円」を「150万円」に改め、同条第3号中「40万円」を「80万円」に改め、同条第4号中「30万円」を「50万円」に改め、同条第6号中「50万円」を「100万円」に改める。

第105条第1項第1号中「130万円」を「200万円」に改める。

(上尾市上下水道部事務専決規程の一部改正)

第2条 上尾市上下水道部事務専決規程(昭和47年上尾市水道事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1の3の項第1号中「130万円」を「200万円」に改め、同表6の項第1号ア中「130万円」を「200万円」に改め、同号イ中「80万円」を「150万円」に改め、同号ウ中「40万円」を「80万円」に改め、同号エ中「30万円」を「50万円」に改め、同号カ及びキ中「50万円」を「100万円」に改め、同項第2号ア中「130万円」を「200万円」に改め、同号イ中「80万円」を「150万円」に改め、同号ウ中「40万円」を「80万円」に改め、同号エ中「30万円」を「50万円」に改め、同号カ及びキ中「50万円」を「100万円」に改め、同項第3号中「130万円」を「200万円」に改める。

別表第2経営総務課の項第7号(1)中「130万円」を「200万円」に

改め、同号(2)中「８０万円」を「１５０万円」に改め、同号(3)中「４０万円」を「８０万円」に改め、同号(4)中「３０万円」を「５０万円」に改め、同号(6)及び(7)中「５０万円」を「１００万円」に改め、同項第８号(1)中「１３０万円」を「２００万円」に改め、同項第１６号中「１３０万円」を「２００万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第１条の規定による改正後の上尾市水道事業会計規程の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に締結する契約について適用し、施行日前に締結した契約については、なお従前の例による。
- 3 第２条の規定による改正後の上尾市上下水道部事務専決規程の規定は、施行日以後に生じる事案に係る決裁について適用し、施行日前に生じた事案に係る決裁については、なお従前の例による。